

総務常任委員会

令和2年8月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	嶋田 善行	井上 卓也
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
まちづくり政策課長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
税 務 課 長	福田 善行	会 計 管 理 者	黒崎 益範
教 育 次 長	栗本 公生	教 委 総 務 課 長	松岡 洋右
同 参 事	岡村 智生	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	三原 進也		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日本日予定しています審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。10月17日から11月29日を開催期間として、準備を進めております秋季特別展「聖徳太子の足跡 一斑鳩宮と斑鳩寺一」につきましては、来年の令和3年が「聖徳太子1400年御遠忌」の年にあたりますことから、その前年となるこの秋季に聖徳太子ゆかりのまちとして、その気運を高めることを目的に、斑鳩宮や法隆寺若草伽藍跡などの聖徳太子ゆかりの宮跡や寺跡から出土した考古資料およびそれらに関連する歴史資料などを展示し、斑鳩における聖徳太子の足跡についての認識を深めていただく展示会の開催を予定しており、現在、法隆寺や奈良県立橿原考古学研究所などの関係機関との間で協議や資料調査を進めているところであります。なお、今後、新型コロナウイルス感染拡大などの事態が発生しました場合には、あらためて当展示会の開催等について検討し、適切に判断してまいりたいと

考えております。

次に、発掘調査についてであります。まず、国庫補助事業による史跡中宮寺跡の北側における中宮寺跡周辺遺跡の遺跡範囲確認調査を7月17日より着手しております。また、先の6月議会において調査費の補正予算のご可決をいただきました奈良国道事務所より当町に調査委託の依頼がございました、いかるがパークウェイ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査につきましては、7月28日に奈良国道事務所と発掘調査の受託契約を締結し、現在、発掘作業員や重機の準備など、発掘調査業務を進めておりまして、準備が整い次第、発掘調査に着手してまいりたいと考えております。なお、今後、これらの発掘調査において重要な発見や成果等がございましたら、当総務常任委員会へご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、毎年夏期に奈良大学と共同で実施しております町内所在の古墳の墳丘測量調査につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は中止といたします。

次に、毎年多くの方にご見学していただいております史跡藤ノ木古墳の石室特別公開につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、春季と同様に秋季の特別公開を中止とさせていただきます。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員

説明の中で特別展は、コロナウイルスの状況によるけど、一応開催する方向で検討していると、ただ、藤ノ木古墳のほうは中止を決定しているというように、今報告を受けたんですが、やっぱりこれ非常に関連性があるっていいですか、古墳まわられて、それから特別展行かはったり、特別展見て、いう方が非常に距離的なものとセットになっているように思うんですが、そのあたりどんなもんでっしゃろかな。これ、片方はもう中止にしてしまうと、片方も楽しみにしてたのにということになりまへんやろかな。これ両方中止ならわかるし、両方開催ならわかる、ただ、非常に狭いところというので、空間的に難しいのはわかりますねけ

ど、そのあたりどう考えおられるか、ちょっとお聞きします。

委員長

平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

ただいま伴委員のご質問にお答えします。先ほど委員からお話ありましたように、これにつきましては、両方開催することが一番望ましい形でございますけども、特別展、つまり斑鳩文化財センターにつきましては、現在もそうですけども、コロナ対策を万全に整えまして見学できる状況にあるということで、楽しみにしている方もおられることから、それを守ることによって開催できるという判断をしたところでございます。一方、藤ノ木古墳の石室特別公開ですけども、春の際にもちょっとご説明はさせていただいたと思うんですけども、どうしても石室内という換気のできないところに10名なりの密閉した形で人が見学のために入るといったことにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大を考えますところによりますと、どうしても濃厚接触が避けられないということでございますので、残念ながら藤ノ木古墳の石室特別公開につきましては、中止という判断をさせていただいたところでございます。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長

ほかにはございませんか。

(な し)

委員長

コロナの発生状況によって、今後の開催もいろいろ検討するということですが、別にやめろというわけじゃないんですけど、今、8月に入っても町内で感染者の方が出ている中で、開催するかしないかっていう基準をどういうところに置いてはるのかなというのをちょっとお聞かせいただきたいな思うんですけど。

平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

この特別展に関してのご回答という形でお答えさせていただきます。町の事業全体ですけども、会議にかけさせていただいて、開催の是非を対策会議でご検討いただくというステップを踏んでおりますけども、この展示会に関しましては、今週のちょうど初めになりますけど、8月17日段階でコロナの状況を見て開催

する、開催しないというのを定めたところでございます。

現在、いま委員長がおっしゃいましたように、斑鳩町内での感染者も出る中でのことだということでございますけども、現在において、まだ奈良県で緊急事態宣言も出ていない中で、ほかの展示施設につきましても開催をされております。ですから、そういった博物館協会のガイドラインに沿いまして、私どものセンターもコロナ対策をやっておりますことから、これ以上感染が増えてきますとキャパシティの問題とかそういったものも発生しますので、再度検討させていただくということで、お答えをさせていただきましたけども、先ほど申しましたように、一定の手続きを踏みまして、今回の場合、今の段階では開催できるのではないかと判断した次第でございます。

委員長

県なり、国なりで一定のガイドラインをもって、それに従ってという判断をされているということですね、わかりました。

ほかによろしいですか。

(な し)

委員長

そうしましたらこれをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり

おはようございます。よろしく願いいたします。

政策課長

それでは、各課報告事項(1)第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況につきましてご報告をさせていただきます。

前回、6月の本委員会では、新型コロナウイルスの関係から書面開催となりました、第3回斑鳩町総合計画審議会の会議資料に基づきまして、基本構想の素案、また基本計画の構成等について、ご報告をさせていただきました。その後、審議会委員の皆さまからいただいたご意見をふまえ、また庁内での調整を行いまして、

計画の修正を行い、8月6日に第4回総合計画審議会を開催いたしまして、総合計画の素案について、ご審議をいただいたところでございます。

本日、お配りをしております資料は、第4回総合計画審議会の会議資料等でございます。計画内容につきまして前回から変更のあった主な修正箇所につきまして、ご報告をさせていただきます。

それでは、資料に基づきまして、ご説明をいたします。

はじめに資料1-1、「第5次斑鳩町総合計画（素案）」の9ページをお願いいたします。「斑鳩町を取り巻く背景」の社会潮流の、⑤観光振興を軸とした活性化でございます。計画書の本文のとおり、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴いまして、これまで地方創生の牽引役であったインバウンド需要について、訪日外国人旅行者数が2020年、本年4月・5月には連続で前年同月比99.9パーセント減となるなど、大幅に縮小をしております。また、日本人の国内旅行者数も減少しており、観光産業に多大な影響を与えているところでございます。このような状況を、本町におきましても、地域活性化の要となる観光振興の社会情勢として捉える必要性から、追記修正をさせていただいたものでございます。同様の観点から、その他関連する部分において、感染症への対応について追記をさせていただいております。さらに、感染症により明らかになった課題、新しい生活様式に対応するために、行政経営、教育、また健康づくりの各分野におきましても、現時点で想定される取組み内容を記載をしております。

なお、7月17日に国のほうで閣議決定をされました、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」におきましても、新型コロナウイルスの感染症の克服と経済活性化の両立の視点をふまえ、新たな日常に対応した地域経済の構築に取り組むとこととされているところでございまして、それらも踏まえまして、追記修正をしたところでございます。

31ページをお願いします。第5次総合計画の24の施策分野とSDGsの17のゴールの関係についてでございます。こちらにつきましては、総合計画審議会の委員からのご意見を踏まえまして、再度見直しを行ったところでございます。ゴール17の「パートナーシップで目標を達成しよう」につきましては、多様な主体と連携したまちづくりを推進する横断的な視点でありますことから、すべての施策分野に関連するものとして位置付けをしております。

次に、55ページをお願いいたします。前期基本計画の施策分野8「子育て環

境の充実」の施策体系1につきまして、「出産から育児への切れ目のない支援」としておりましたけれども、国の方針においても、妊娠期・出産期・子育て期にわたる切れ目のない支援の必要性が言われておりました、地域で安心して妊娠・出産・また子育てができる支援体制を確保する取り組みを、取り組み内容としておりますことから、体系の名称を「妊娠期から子育て期への切れ目のない支援」に変更をさせていただいております。

次に、99ページをお願いします。第5次総合計画では、第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点施策として位置付けることとし、基本計画の中に総合戦略の本編の内容を抜粋して掲載しております。国の第2期総合戦略における新たな視点は、国と地方がともに人口減少対策・また地域活性化をめざすものでございまして、本町のまちづくりにおいても欠かせない視点でありますことから、重点施策策定の際の指針として関連付けをいたしまして、国の第2期総合戦略の視点と、また政策5原則、こちらのほうを計画書に掲載しております。

次に、資料1-2をお願いいたします。本資料は、行政用語や略語など、用語の解説が必要だと思われる単語につきまして、単語の右上、計画書の単語の右上にアスタリスクを付して、資料としてまとめたものでございまして、計画書の巻末資料として添付をさせていただく予定としております。

次に、資料1-3をお願いいたします。ただ今、計画書の主な修正箇所等の説明をさせていただきましたけれども、第3回総合計画審議会の書面審議でいただいたご意見と、そのご意見に対します町の考え方を整理させていただいたものでございます。個々の説明につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、資料1-4、第5次斑鳩町総合計画パブリックコメントの関係でございまして、パブリックコメントの実施につきましては、第4回の総合計画審議会においても説明させていただいております、先ほど説明させていただきました資料1-1、見え消しとなっております修正後の計画案をもって意見の募集をさせていただきます。募集期間は9月17日(木)から10月16日(金)を予定をしております、広報お知らせ版9月号、また町ホームページにて周知してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございまして、第4回総合計画審議会でもいただきましたご意見、また、パブリックコメントのご意見を踏まえまして最終案をとりまとめをいたしまして、11月初旬頃に開催の予定としております第5回総合計

画審議会において、第5次斑鳩町総合計画（案）の答申をいただきたいと考えているところでございます。引き続き、本委員会におきまして、総合計画の策定状況等について報告をまいりますので、委員皆さま方には、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上、第5次斑鳩町総合計画の策定に向けました進捗状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 細かいことなんですけれども、ちょっと教えてください。この1-4の資料の応募資格④その他この案件に関係を有する人、ってこれどういう人ですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちら平成30年の12月にパブリックコメント手続の実施に関する要綱ということで、町で定めさせていただいております。その中に事案に利害関係を有する者というのがございまして、例えば今現在、想定をさせていただいておりますのが、連携協定を結んでいる学校さんでございましたりとか、その関係者の方、総合計画、全町の町政全般にわたっておりますので、そういったところを想定しておるところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町コミュニティバス実証運行利用者アンケート調査結果について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、各課報告事項の2番目でございます、斑鳩町コミュニティバス実証運行利用者アンケート調査結果について、ご報告をさせていただきます。

前回、6月の本委員会では、コミュニティバスの利用状況といたしまして、令和元年度、昨年度の状況について、ご報告させていただきました。本日は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、延期をしておりました利用者アンケート調査を、去る令和2年7月1日から7月7日の間におきまして実施いたしました。その調査結果についてご報告を申し上げます。なお、前回委員会の利用状況および今回の利用者アンケート調査の結果につきましては、8月6日に開催いたしました斑鳩町地域公共交通会議においても、ご報告をさせていただいておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日、お配りをしております資料2 斑鳩町コミュニティバス実証運行に係る利用者アンケート調査結果をお願いいたします。

このアンケート調査につきましては、本年4月1日から王寺駅への乗入れを開始いたしました斑鳩町コミュニティバスにつきまして、利用実態や満足度等を把握することを目的といたしまして7月1日（水）から7月7日（火）の7日間において、コミュニティバスの利用者の方を対象に実施したものでございまして、今後の運行内容を見直し等するための基礎資料とするものでございます。

アンケートの回答者数は115人となっております、日にち毎の回答者数は資料の1ページにお示しをしておりますとおっております。

それでは、アンケートの調査結果についてご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。利用者の方の属性といたしまして、（1）居住地についてであります、「龍田西」の14人が最も多く、続いて「神南」「龍田北」の10人、また「興留」の9人となっておりますのでございます。3ページにお移りいただけますでしょうか。（2）性別につきましては、女性の利用者が約7割、男性の利用者が約2割となっておりますのでございます。その下の利用者の方の（3）年代でございます。70歳代以上が67.8パーセントとなっております。昨年度は、70歳代以上の方が84.9パーセントとなっております。60歳代以下の利用者の方の割合が増えた結果となったところでございます。4ページをお願いいたします。

続いて、3.2 斑鳩町コミュニティバスの利用実態でございます。はじめに、（1）バス停別乗降数でございます。乗車バス停で最も多いのは、王寺駅で、次いで斑鳩町役場前、河藪橋、イオンいかるが店、となっております。また、降車バス停で最も多いのは、同じく王寺駅で、次いで三室山下、西老人憩の家、法隆

寺駅の順となっております。5ページをお願いします。5ページには移動目的地、また移動目的について調査結果をお示ししております。まず(2)移動目的地としては、王寺駅が最も多く、次いで病院、ふれあい交流センター、の順となっております。その下の(3)移動目的でございます。こちらは「買物」が最も多く、次いで「通院」、また「余暇(風呂等)」となっているところでございます。

6ページをお願いいたします。(4)利用頻度についてでございます。「ほぼ毎日」と「週3~4日」利用すると回答された方が、全体の36.6パーセントとなっております。昨年度は、26.1パーセントであり、約10ポイントの増加となっているところでございます。次に(5)支払い方法でございます。その下でございます、「無料」の方が約7割を占める結果となっております。

続きまして、7ページ(6)利用頻度の変化でございます。こちらは、本年4月の実証運行の再編の前後で、利用頻度に変化があったかどうかについてお尋ねをしたものでございます。「利用頻度が増えた」が最も多く40.9パーセント、「変わらない」が28.7パーセントとなっております。前回調査時の4.5パーセントより「利用頻度が増えた」割合が大幅に増えております。本年4月からの再編によります王寺駅へ乗り入れをしたことによる影響と考えているところでございます。その下の(7)行きと帰りの利用有無についてでございます。「行き・帰りともに利用」が前年度の27.6パーセントから今年度は40.9パーセントと13.3ポイント増加をしておりまして、利用頻度の変化と同様に、こちらにつきましても、王寺駅への乗り入れをしたことによる影響と考えているところでございます。次の8ページは運転免許の有無、また世帯での車の所有の状況となっております。

9ページをお願いいたします。9ページからは、「3.3.斑鳩町コミュニティバスに関する意見」について、お伺いした結果をお示ししております。はじめに、コミュニティバスの(1)満足度でございます。「大変満足している」及び「満足している」と回答された方が約6割、「不満がある」「やや不満がある」と回答された方は約1割となっております。円グラフの下でございます。このうち、「満足している理由」として最も多かったものは、「行きたい場所までいける」が35.7パーセント、次いで「王寺駅へ直接乗入れができる」が31.3パーセントとなっており、こちらにつきましても、王寺駅への乗り入れをしたことによる影響と考えているところでございます。10ページをお願いいたします。

続きまして「不満な理由」でございます。昨年度と同じく、不満な理由として多かったものは、「バスの便数が少ない」、あるいは「乗りたい時間帯に利用できない」の順となっております。続いて、11ページをお願いいたします。「3.4. 王寺駅への乗入れに関する意見」でございます。本年4月から王寺駅への乗入れを開始したことに伴い、お尋ねをしたものでございます。約8割の方が「知っていた」と回答されておりまして、(2)王寺駅で乗り降りしましたか、という質問に対しましては、約7割の方が「乗り降りした」と回答をされております。

12ページにお移りをいただきまして、(3)乗り降りした理由や感想は、「便利だから」が最も多く、その下の(4)乗り降りしなかった理由といたしましては、「まだ利用する機会がない」こちらのほうはコロナの自粛も含んでおりますけれども、「時間が合わない」「歩いて行けるので」といった回答が出ているものでございます。次に13ページをお願いいたします。(5)普段の生活の中で、王寺駅や王寺駅周辺にどのような目的で行きますか、についてお尋ねをいたしましたところ、「買物」が最も多く、次いで「通院」となっております。また、(6)王寺駅や王寺駅周辺に行くとき、どのような交通手段を利用していますか、とありますが、「コミュニティバス」を利用されている方が最も多く、次いで「路線バス」となっております。次に14ページをお願いいたします。「3.5. 新型コロナウイルス感染症対策について」お尋ねをしております。コミュニティバスでしてほしい新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねをいたしましたところ、「定期的な車内換気」が40.0パーセントと最も多く、次いで「乗務員のマスク着用」が38.3パーセント等となっております。これらの感染拡大防止対策につきましては、すでに実施等しているところでございます。

次の15ページには「3.6. その他」といたしまして、コミュニティバスに関する意見についてお尋ねをいたしまして、41人の方から53件のご意見をいただいております。その内訳は表のとおりでございます。便数やダイヤについてのご意見のほか、王寺駅へ乗入れたことで利便性が高まったとのご意見を賜ったところでございます。なお、令和2年4月1日からの王寺駅乗入れに伴いまして、王寺駅乗降者数が当初見込みより大幅に上回っている状況となっており、「コミュニティバス王寺駅乗入れ負担金」につきまして、令和2年9月の町議会定例会に補正予算を上程させていただく予定としておりますので、あわせてよろしくお尋ねを申し上げます。

以上、「斑鳩町コミュニティバス実証運行利用者アンケート調査結果について」のご報告といたします。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
溝部委員。

溝部委員 10ページの不満な理由というところの、バスの便数が少ないとか、乗りたい時間帯に利用できないという回答が多いと思うんですけども、こちらに対しては今後何か改善とかされるご予定とかがあっていうのはあるんでしょうか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 今現在、コロナの状況下の中での調査結果になっております。その中ではございますけれども、1つ目のバスの便数が少ないにつきましては、昨年度2台から1台、8便から4便ということに減少させていただいた際には、47.2パーセントの方が便数が少ないというご意見を賜ったところでございます。また乗りたい時間帯に利用できない、こちらにつきましても昨年度が43.7パーセントの方がそういったご意見をいただいたところでございますけれども、今年度は14.8パーセントと減少しておるという状況でございます。当然、今後、利用状況等も見ながら、そのあたりは検討していくということにはなりますけれども、当然それにあたりましては、費用対効果の面も含めまして、検討していく必要がありますので、慎重に議会の方ともご相談をさせていただきながら、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 すみません、私のほうから。15ページのところの、王寺駅の看板が間違いやすいという意見があるんですけど、ちょっと私、現場まだ見てないんですけど、どういう状況で、改善等は検討されているのか。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 元々、当初設置をしておりましたのが、一番、王寺駅北口の北側の夜行バスの乗降場所の方にコミュニティバスのバス停を設置をさせていただいておりました。その際には歩道に向けて、いわゆる北側に向けてのみの設置でございましたので、例えば西友側から見たときには、まったく裏側しか見えていない状況でございましたので、バス停に関して駐停車禁止と、バス停付近に関しての駐停車禁止の周知もごございますので、表側、反対面もバス停の表示をさせていただいて改善等させていただいている、このような状況でございます。

委員長 ほかよろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町新生児特別定額給付金給付事業の実施について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、2.各課報告事項の(3)斑鳩町新生児特別定額給付金給付事業の実施につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れいたしますが、資料番号3、斑鳩町新生児特別定額給付金給付事業の実施についてという標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

本事業につきましては、子育て世帯への家計支援を目的に、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、本町では本年5月から給付を行っておりました特別定額給付金の給付対象とならない令和2年4月28日以後に生まれた新生児を対象に、1人当たり10万円を給付するものでございます。

本事業の概要についてであります。はじめに、(1)給付対象児についてであります。令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、出生により斑鳩町の住民基本台帳に記録された新生児といたします。次に、(2)受給権者についてであります。給付対象児と同一世帯の保護者といたします。なお、給付対象児及び受給権者いずれも申請日時点において、斑鳩町の住民基本台帳に記録されていることを給付要件といたします。次に、(3)給付額についてであります。給付対象児1人につき10万円といたします。次に、(4)給付対象児数についてであります。240人を想定しております。次に、(5)申請方

法についてであります。郵送申請方式とし、①申請受付開始日より前に、斑鳩町の住民基本台帳に記録された給付対象児につきましては、受給権者に対し、総務課から申請書を郵送することとし、②申請受付開始日以後に出生した給付対象児につきましては、出生届出時に住民課から申請書を配布することといたします。次に、(6)申請期限につきましては令和3年4月30日までといたします。なお、本事業の実施にあたりましては、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとし、本年9月の定例議会に実施に係る必要経費を含む補正予算案を上程させていただくこととしておりまして、本補正予算案につきまして、議決を賜りましたならば、すみやかに本事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、2.各課報告事項の(3)斑鳩町新生児特別定額給付金給付事業の実施につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
伴委員。

伴委員 この事業ですねけど、転入されてきた方で、今年の4月28日ですか、で生まれはった、転入前にこの期間に生まれてはった方は対象になるんですか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 出生により、初めて斑鳩町の住民基本台帳に記録されていることが要件となっておりますので、4月28日以後に転入されてきて、斑鳩町で出生により記録された方、これにつきましては対象となります。しかし、28日以後に他の市町村で生まれて、その後に転入された方、これにつきましては対象外という形になります、以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、私からお尋ねしたいんですけど、いい取り組みやというふう
に思うんです。ただ、令和3年の3月31日までっていうことにした基準ってい
うんですか、考え方ちょっと教えてもらえますか。 仲村総務課長。

総務課長 本事業につきましては、令和2年度の国の新型コロナウイルス感染症対応地方
創生臨時交付金を活用して実施をすると、本交付金事業につきましては、基本的
には令和2年度内に完結するということが考え方として示されておりますので、
その考え方に沿って3月31日の年度内ということを要件としたということです。

委員長 5月頃やったと思いますけど、町のほうで独自の支援施策をしてもらったと思
うんですけど、その中に子育て世帯に対する給付金があったと思いますけど、そ
の対象、国の対象とかぶってたと思うんですけど、それも4月28日までを対象
に給付されていたと思うんですけど、そっちの町の独自の支援金についてはこ
ういう対応というのは考えてないんですか。 面巻総務部長。

総務部長 この度、新生児の方に対しまして10万円を給付させていただくということな
んですけども、これにつきましては、例えば5月で支援させていただきました子
ども、子育て世帯に対する給付ということで、いわゆる横出しとか上出しさせて
いただいたんですけども、今回8月13日、第1弾といたらおかしいですけど
も、感染症予防に関する部分、今回9月に住民さんの支援と、いわゆる事業者の
支援、この大きな枠組みの中で、第1弾、今回は大きく考えて第2弾の支援をさ
せていただく中で、全体としてどのような取り組みができるのか、というところ
で1つは今後、あとで説明させていただくんですけども、クーポン券の第2弾を
やっていこうと、これ全体の方なんです。もう1つは、水道料金の基本料金の減
免をまたやらせていただくということで、今回は全体としてどれだけ支援でき
るんかということを考えたいうえで、子育て世帯に対する支援をする中で、そう
いったものを包括できるのではないかとということで、今回10万円のほうをさせ
ていただく、いわゆる前やらせていただいた横出し、上乘せとか、いった分ではな
くて、今回この10万円で包括させていただいて、いろいろな支援で活用してい
ただきたいかなというふうに考えたところでございます。以上です。

委員長

当時、独自支援については、町の取り組みとして評価できるものやと思ってましたけど、やっぱり4月28日の3日後に生まれてる子とか、なんでうちはもらわれへんねんという声があったんですよ、例えば3月31日、国が基準示しているってことですけど、やっぱり同学年の子になるんで、そこで生まれた年度の子に対してとか、そういう基準でもって、やっぱり、この10万円はね、本来なら貰えなかったのを、こういう形で今回貰えるように施策として実施するというのは非常に評価できると思うんですけど、やっぱり町民さんからそういう不満の声も出てましたんで、また、今後もあるかどうかわからないですけど、今、第2次の国からの交付金の限度額がちょっとどうなっているのかっていうのも、今いっぱいまで、もうすでに検討して施策も対応してはるのか、ちょっとそこもわからないですけど、そういう声もありますんでね、そこもまた今後検討していただきたいというふうにお願いしておきます。 面巻総務部長。

総務部長

国の交付金の限度額なんですけども、4億400万円あまりを、今、交付限度額として国から提示を受けているところがございます。一方、斑鳩町としての事業費ベースなんですけども、これは全体、いわゆる5月8日の専決から、9月予定まで含めると6億5千万ぐらいの事業費になっているところがございます。

そうした中、国の臨時交付金を活用し、あるいは、奈良県のいわゆる上乘せの補助金を活用し、他の補助金で活用できる部分もそれは活用させていただきながら、財政調整基金で1億円程度の取り崩しを今予定しているところがございますんで、ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

委員長

財政的にも非常に厳しい中、やっぱりこのコロナ禍の中で住民の皆さん苦しんでありますんで、できるだけいろいろ町として支援策も行っていただきたいと思いますし、先ほど申し上げた件については、じゃあどこで区切るねんというのは、難しいところはありますけど、ひとつの考え方として町民さんからの声があるということですね、これはお聞きいただいて、今、対象を見ますと240人ということですので、あの時15,000円でしたかね、ですんで300万ちょっと超えるくらいかな、まあそこは非常に厳しいと思います。あまり無理にとは言えませんが。一応そういう声はあるということだけ。

ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 今ちょっと話聞いてて、結局、これはコロナウイルスというような感じでやっていますけど、出生、結局、子どもが生まれていくというか、その施策、人口増と
いいですか、そのあたりも非常に寄与していくっていうか、そういうものがある、
その辺の考え方をもってこの事業をされているのか、もう単にコロナウイルスと
いう感じで考えているのか、そのあたり、裏にはやっぱりそういうような人口増
というようなことも考えられてるのか、そのあたりどんなもんですの。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 今、伴委員おっしゃいましたとおり、今、240人という見立てをしているん
ですけども、これが例えば250人、260人であれば非常にありがたいことか
なというふうに考えているところでございまして、今回やらせていただくのは、
子育て世帯の応援という部分も含んでおりますので、ご理解賜りますようよろし
くお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)斑鳩町You & Iクーポン券(第2弾)の発行について、理事者
の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 それでは(4)斑鳩町You & Iクーポン券(第2弾)の発行についてご報告
をさせていただきます。

本日、お配りをしております資料4をお願いいたします。本事業につきましては、
新型コロナウイルス感染症に対する地域経済の活性化対策といたしまして、
商工会と連携をして、町民への生活支援、また消費喚起による町内事業所の支援
を図るため、1世帯あたり1万2千円分のクーポン券を発行するものでございま
す。また令和2年8月1日から10月30日までの間に利用できる第1弾の3千
円分のクーポン券に続く、第2弾として実施をするものでございます。

本事業の実施主体は斑鳩町で、事務費を含みます経費につきましては、国の令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、及び奈良県によります「県内消費喚起支援事業補助金」を活用することといたしております、令和2年9月の町議会定例会において、補正予算を上程させていただき予定としておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、事業の実施概要についてでございます。まず、クーポン券の発行総額は1億4,400万円で、令和2年9月30日において、斑鳩町の住民基本台帳に記録された世帯主に配布することといたしまして、配布対象世帯数は約1万2千世帯を見込んでおります。発行金額は1世帯につき1万2千円とし、世帯主様宛に郵送により配布をいたします。また、クーポン券の内訳でございます。1枚400円のクーポン券を30枚、うち、すべての参加店舗で利用できる「共通券」を18枚、7,200円分、そして中小規模店限定の「限定券」を12枚、4,800円分といたします。利用方法は、500円の利用毎に、400円券を1枚利用できることといたしまして、利用期間は令和2年11月中旬から令和3年2月下旬までを予定をしております。9月議会におきまして、本補正予算案についてご議決を賜りましたならば、すみやかに商工会とも連携をし、参加店舗の募集してまいりたいと考えているところでございます。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、各課報告事項(4)斑鳩町You&Iクーポン券(第2弾)の発行についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
溝部委員。

溝部委員 この前回のクーポン券もすごくお喜びの声を住民さんから伺いとかもしているんですけども、説明、クーポン券の使い方の利用方法の中で、住民さんから、前回でしたら500円利用ごとに300円券が1枚利用可能ということで、例を1千円の利用であれば300円券は2枚利用可能とあったと思うんですけども、何名かの方から1千円までしか使えないというか、上限、よく読んだらそういうことは書いてないのでわかるんですけども、勘違いされるという方もいらっしゃるだったので、上限がないということも、もし記載できればお願いしたいなと思

ます。よろしくお願ひいたします。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 より丁寧な説明に努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

委員長 ほかにございませぬか。

(な し)

委員長 次に、(5)斑鳩町住宅リフォーム支援金給付事業の実施について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、(5)斑鳩町住宅リフォーム支援金給付事業の実施について、ご報告をいたします。本日、お配りをしております資料5をお願ひいたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化対策といたしまして、町内の建設業者の受注機会の創出と町民の消費喚起を図るため、町民が住宅のリフォームを行う場合に、工事費の2分の1相当額、上限20万円を支援するものでございます。本事業の事務費を含みます経費につきましては、国の令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定をしております、令和2年9月の町議会定例会において、補正予算を上程させていただくこととしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申しあげます。

それでは、事業の実施概要についてでございます。まず支給対象者は、町内事業者が住宅のリフォーム工事を発注した町内在住者といたします。支給金額は、1工事につき工事費の2分の1相当額、上限20万円といたします。次に、支給対象工事といたしまして、令和2年9月28日から令和3年2月28日までの間に契約を締結した住宅のリフォーム工事といたしまして、令和3年3月31日までに工事及び支払いが完了していることを条件と、このように考えております。

本補正予算案につきましては、議決を賜りましたならば、すみやかに町民の皆さま方に周知をはかっていくため、町ホームページにより掲載するなど、広く周知

してまいります。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、各課報告事項（５）斑鳩町住宅リフォーム支援金給付事業の実施についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
伴委員。

伴委員 先ほどの新生児と若干リンクした質問になりますねけど、これ今見せていただいて、公共下水の接続、これあたりにこの事業は使えるのか、なぜかと言ったら、やっぱり接続率を上げていかないと町としてはやはり事業として今後の存続ということになってくると思うんです。それが使えるかどうかお聞きします。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 現時点で細かい内容等、精査をしておりますけども、今現在、公共下水道への接続については対象にしているという方向で制度設計をしているというところでご理解をお願いいたします。

伴委員 やはり先ほどと同じように、確かにこれもそういうコロナ関係でこういうようなのが起点としてなっているかもわかりませんが、やっぱり今までの事業を補完するような考え方でやっていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 関連ですけども、例えば太陽光発電ですね、ソーラーですね、そういうのは対象は検討されているのでしょうか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 今現在、制度設計の中では、建物本体のリフォームに加えまして、先ほど申し上げました下水道、あるいは上水、電気、ガスなどのライフラインの引き込み等々

を今現在考えております。太陽光につきましても今の現時点では対象にしていく方向で検討しているというところでもよろしく願いいたします。

委員長　　すみません、これ周知についてはどういった形で行っていった、何件ぐらい見込んであるのでしょうか。　本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長　　周知につきましては9月の定例会において、議決をいただきましたら速やかに周知できるようにということで、今現在作業を進めているところでございます。見込みといたしましては、現時点では、まず上限が20万円でございます。件数的には25件の500万円程度で思っておりますけれども、申請状況等を見ながら対応も改めて検討していくというところで思っているところでございます。

委員長　　嶋田委員。

嶋田委員　　いろいろやっていただいてありがたいんですけども、下水道接続やとか太陽光云々はリフォームになるんですか。

委員長　　本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長　　こちらのほう、「リフォーム」ということで、支援事業の名称とさせてはいただいております。その中でどういったものを対象にしていくかというところで、嶋田委員さんおっしゃいますように、リフォームとはというところはありませんけれども、先ほどご意見いただいた下水道の普及率の関係でございましたりとか、あるいは太陽光の関係等々につきましても、対象事業として細かいところまで定めさせていただいて、周知をはかっていきたいというところでもご理解をお願いできたらと、このように思います。

嶋田委員　　それされるのはかまへんけども、それやったらリフォームってつけんといいたらええわけだね。

委員長　　面巻総務部長。

総務部長 26、27でプレミアム商品券のところで、リフォーム券というのを発行した実績がございまして、その中におきましても太陽光発電であったり、下水道の接続であったりということも対応させていただきまして、その実績を踏まえた中の今回、制度設計というふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

嶋田委員 理解はしているんですよ。そやけどね、リフォームって、下水道接続やとか、そんなのがリフォームになるのかどうか、前のやつが間違っていたということにもなるわけでしょ。リフォーム券云々言うたら、そやから今回名称を変えるとかね、しはったらええだけのことや。

総務部長 そういった、今度、上程までにどのような名称がいいのかということ、一度検討させていただきまして、リフォームという言葉を使うんか、いやいやほかの言葉がいいのかどうかというのを考えさせていただきながら上程をさせていただくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございせんか。 齋藤委員。

齋藤委員 この工事ですね、チラシつくった場合、具体的に、こんな工事、こんな工事ということを明示して、あとで、それだったら私もできたのにとということにならないように、なるべく具体的にチラシつくっていただくように要望しておきます。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 可能な限り例示はさせていただくつもりでおりますが、詳しくはやはりお問い合わせいただければ、一番安全だと思いますので、そのあたりはご理解賜りますよう、よろしくお願ひします。

委員長 井上委員。

井上委員 公共下水道の引き込みにも、これ使えるという話なんですけども、斑鳩町の場合

合、加入負担金10万円を入れていただいて、工事の負担をいただいていると思うんですけども、これ上限で合計金額から20万円負担っていう話、2分の1以上で上限20万円、加入負担金に充てることも可能にはなってくると思うんですけども、今まで加入負担金を払われている方からの。工事は工事で加入負担金はまた別の、支払いにはでも影響してきますよね、その辺はどうなんですかね。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 このたびの給付金事業につきましては、いわゆる直接工事費を対象としておりますので、加入負担金という部分では請求が一緒であったとしても、仮に10万円と20万円としますと、工事費が20万円でしたら20万円がいわゆる給付金対象となります。その2分の1で10万円ということになりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
本庄まちづくり政策課長。

まちづくり それでは、まちづくり政策課から5点報告事項がございます。

政策課長 まず1点目は、聖徳太子1400年御遠忌「和のあかり」プロジェクトの実施についてでございます。来年、2021年に迎えます聖徳太子1400年御遠忌に向けまして、平成30年度から3か年事業として実施しております「和のあかり」プロジェクトにつきましては、昨年度2年目の事業として令和2年、本年3月21日に実施を予定しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、令和2年度に延期をすることとしておりました。なお、延期分につきましては、令和3年、来年の3月21日(日)に開催を予定しておりまして、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、実施内容の見直しを含んで、再度検討してまいりたいと考えているところでございます。また、最終年となります3年目、

令和3年の実施内容につきましては、4月10日（土）に、法隆寺中門前にて斑鳩の里を発祥といたします金剛流の宗家による能楽公演を実施することで、現在、調整を進めております。当該事業は、令和3年度の実施となりますが、その準備経費等につきまして、本年9月の町議会定例会において、補正予算を上程させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。それぞれ、実施内容等について詳細が決まっていりましたら、当委員会にもご報告させていただきますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

続いて2点目でございます。斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の現在の状況についてでございます。このことにつきましては、昨年の9月の当委員会におきまして、株式会社呉竹荘からの地元への配慮による工事期間の短縮及び令和2年12月にマルシェ・レストランと宿泊施設を同時オープンする旨の申し出について、町といたしましても、近隣住民や来場者の安全確保等の観点と令和3年、2021年2月の聖徳太子1400年御遠忌までの開業が可能とのことから、当初計画から見直しされた内容にて進めていただくことについて、ご報告をさせていただいたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴います観光産業、とりわけホテル業界への甚大な影響から、令和2年12月のオープンに向けた工事に着手できず、再度、オープン時期等を含めた工程の見直しをさせていただきたいとされたところでございます。さらには、現在、新たな感染拡大が見られる中で、今後の先行きも見通せない状況にあり、現時点では、工事着手の見通しが立っていない状況となっているところでございます。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況の把握に加えまして、株式会社呉竹荘としっかりと情報共有を図りながら、当該事業が円滑かつ安定的に推進できるよう努めてまいりますとともに、進捗等がございましたら、随時ご報告をさせていただきますので、委員の皆さま方には、何とぞご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして3点目でございます。「聖徳太子」をテーマとした日本遺産への認定申請の結果についてでございます。令和2年度の日本遺産の認定に向けまして、令和2年、本年1月23日付けで、奈良県聖徳太子プロジェクト推進協議会構成市町村のうち、奈良県及び、橿原市と宇陀市を除きます県内18市町村、また県外3市町の連名によりまして、文化庁に申請をいたしました『ここに聖徳太子が「実在」する－奈良を中心に受け継がれる1400年の太子信仰－』につきまし

て、認定に至らなかったことについて、ご報告をいたします。平成27年度に開始をされました日本遺産登録制度につきましては、令和2年度、本年度で最終年度となりまして、6月19日付けで文化庁から日本遺産を新たに21件を認定したとの発表がございまして、その内、奈良県の関連につきましては、3件であったところでございます。累計といたしまして全国で104件の認定となったところでございます。町といたしましては、引き続き、2021年に迎えます「聖徳太子1400年御遠忌」に関する様々な取り組みにつきまして、聖徳太子プロジェクト推進協議会をはじめ、奈良県や関係市町村とも連携、また協力しながら進めてまいりたいと考えておりますので何卒、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

続いて4点目、令和2年国勢調査の実施についてでございます。国勢調査は、日本の人口、また世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでおられる全ての人・世帯を対象に、5年毎に実施される国の最も基本的で重要な統計調査となっております。本年は、大正9年、1920年の第1回調査から100年の節目を迎えるものでございます。本調査に当たりましては、町広報紙9月号でご協力のお願いを掲載させていただき予定としております。主な調査の流れといたしましては、調査員が9月14日から担当調査区の調査票を配布させていただき、その後、9月14日から10月の7日にかけて、インターネットによる回答をお願いいたします。また、郵送による提出の場合は、10月1日から同じく10月の7日（必着）で提出をお願いするものでございます。そして、調査員が調査票の回収や「調査への回答はお済みですか」というチラシの配布を、10月1日から順次行ってまいります。なお、10月8日以降には、未提出世帯への再訪問、また回収などをさせていただき予定となっております。調査に当たりましては、個人情報の取り扱いに十分留意をいたしますとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて実施をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

最後に5点目でございます。秋のイベントについてご報告をさせていただきます。今もなお、全国に感染が拡大をしております新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、秋に開催を予定をしておりました各種イベントの開催についてご報告をいたします。まず、10月に予定をしておりました、斑鳩町観光協会主催の令和2年度コスモスフェスタ、及び11月に予定をしておりました、紅葉ま

つり実行委員会主催の紅葉まつり、あるいは商工会主催の第4回いかるがマルシェにつきましては、中止されることとなったところでございます。また、11月に予定をしておりました、聖徳太子の里ツーデーウオーク実行委員会主催の第3回聖徳太子の里ツーデーウオークにつきましては、来年度に延期することとなったところでございます。なお、第4回いかるがマルシェ及び第3回聖徳太子の里ツーデーウオークの開催補助金につきましては、本年、令和2年9月の町議会定例会において、減額の補正予算を上程させていただくこととしております。

何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。まちづくり政策課からは以上でございます。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 続きますして、教育委員会事務局生涯学習課から、新型コロナウイルス感染症に関連いたしての報告が3点ございます。

まず、すでに報道もされ、あるいは速報という形で議員のみなさまにもご連絡させていただきました、町立学童保育室職員の新型コロナウイルス感染につきまして、改めてご報告させていただきます。去る8月4日(火)に、町立学童保育室に勤務いたします学童保育補助員が新型コロナウイルスに感染したことが判明いたしました。感染者は、20代の男性、斑鳩町内に居住をしております。当該職員は、7月28日(火)、29日(水)に学童保育で勤務した後、翌30日(木)に発熱、31日(金)に近くの医院を受診し、一旦平熱に戻ったとのことですが、その後、嗅覚異常を訴え、8月4日(火)に帰国者接触者外来を受診し、PCR検査の結果、陽性が判明したものでございます。郡山保健所において感染者からの聞き取りなど調査をされ、当該職員が勤務をしていた7月28日(火)、29日(水)に学童保育室を利用した児童61名と勤務していた支援員・補助員8名を濃厚接触者として、8月6日(木)、7日(金)の2日間、西和医療センターにおいてPCR検査が実施されたところで、8日(土)までに全員の陰性が確認をされたところでございます。また、郡山保健所との協議の結果、感染拡大防止と児童及び関係職員の安全確保のため、当該学童保育室につきましては、8月5日(水)から12日(水)までの間を臨時休室とし、当該学童保育室に関係する町立小学校については、8月5日(水)から8月7日(金)までの間、

臨時休業の措置を講じたところでございます。臨時休業していた学童保育室につきましては、8月11日までに室内等の消毒を行い、現在は通常どおり保育を実施しております。また、臨時休業しておりました小学校につきましては、そのまま8月23日(日)まで夏期休業期間となっているところでございます。今回、児童を預かる学童保育室の関係者が感染し、保護者をはじめ、多くのみなさまにご迷惑、ご心配をおかけすることとなりました。深くお詫び申しあげますとともに、今後このようなことがないように感染防止の徹底に努めてまいります。

次に2点目、町立斑鳩西学童保育室新設工事の工期変更についてでございます。斑鳩西学童保育室の入室希望者増加に対応するため、保育室を1室新設する工事を、令和2年2月13日から同年6月30日までを工期として進めていたところでありましたが、3月には新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、建物メーカーなどの社員が在宅勤務となったことから、工事請負業者と建物メーカー等間で契約が整わず発注や受注ができず、工事資機材の手配ができない状態が続いたところでございます。5月末には各種メーカー等の在宅勤務が解除され、契約の締結、また納入時期等の協議を進められましたが、工期内での竣工が困難になったことで、工事請負業者からは「契約期限の延長願」が提出されたところでございます。理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響でありまして、国から示された「施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症にかかる一時中止措置等の対応」に基づき、工事請負業者と町の間で資機材の搬入時期などを踏まえ竣工時期等の協議をした結果、令和2年6月30日の契約期限を同年10月15日まで延長いたしましたので、当委員会にご報告させていただきます。なお、現在、できるだけ早期に竣工できるように、急ピッチで工事が進められているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後、3点目につきましては、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会についてであります。令和3年2月11日に開催を予定しておりました第50回いかるがの里・法隆寺マラソン、第44回斑鳩三塔健康走ろう会につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえながら、これまで開催に向けて検討をしてきたところでございます。しかしながら、ランナーをはじめ、沿道の観衆、大会スタッフ・ボランティアなど多くの方々が参加する大会の性質上、受付時やスタート時、コース上、沿道での密閉、密集、密接状態を回避することは非常に難しく、安全、安心を十分に確保できないことから、去る7月20

日に開催されました大会実行委員会におきまして、開催の延期が決定されたところでもあります。中止ではなく、延期とされましたのは、特にいかるがの里・法隆寺マラソンは次回大会が節目の第50回大会を迎えることから、第50回大会を令和3年度に延期するという措置が講じられたところでございます。町といたしましても、新型コロナウイルス感染症が収束したなかでの第50回の記念大会が盛大に開催することができますよう、準備を進めてまいりたいと考えているところでもありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 報告の中で、国勢調査ですねけど、これやっぱり心配するのは調査員さんの確保なんですけど、今現在はまだそこまで調査員を募集してはるのか、そんなところまではまだ至ってないわけですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 調査員さんにつきましては、もうすでに任命も終わっております。92名、予定していたとおり確保できたと、このような状況になっております。

委員長 そしたら私も1点お尋ねしたいんですけど、町立学童保育室の補助員さんのコロナの関係ですけども、子どもたちとか、ほかに感染されている方いなかったんでほっとしているんですけど、検査を受けるのに、60数名の方が土日で受けはったということで、ちょっと状況だけ教えてほしいんですけど、西和医療ですんなり受け入れをしてもらえたんですかね。 栗本教育次長。

教育次長 西和医療での1日の検査数のキャパがだいたい1日20名というふうに聞いておりましたので、今回、支援員、補助員を含めて69名ということになりましたので、数日かかるということが予測できましたので、できるだけ早く検査を受けていただいて、結果を皆さまにお知らせしたいということで、町長をはじめ教育長が西和医療センターに出向きまして、日程調整のお願いをして2日間で調査を終えていただいたというところであります。

委員長 非常にご苦勞いただいてありがたかったと思います。検査にかかった費用というのは、負担はどういうふうになるんですか。

教育次長 PCR検査自体につきましては無料ということになっているんですけども、それ以外の問診であるとか、初診等々は個人負担となります。今回につきましては、それをすべて町でお支払いするという事で保護者等には説明をしております。なお、本来医院にかかりますと、その日に清算を終えてお金を払って帰っていただくということになるんですけども、感染予防の観点から、後日請求が送られて振り込みをしていただくというような体制をとられているようです。今回、児童61名と、支援員の8名、69名につきましては、直接町に西和医療センターから請求をいただくということになっております。金額はまだ現在請求がきていないところでございます。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

委員長 再開いたします。

先ほど、私の質疑の中で、「・・・」という言い方をしましたけども、こちらにつきましては、そういう公表はされていませぬので、「町立学童保育室」というふうに改めたいと思います。

ほかにございませぬか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他についてですが、まず、私のほうから、6月の当委員会終了後に、消防運営委員会については、昨年度まで6月の総務常任委員会にあわせて定例的に年1回開催していましたが、今後は必要に応じて開催することによいのではないかというご意見をいただきまして、このことについて、消防団のご意向を確認されたいということで担当課のほうにお願いをしていました。

この件について、消防団への意向を確認いただいた結果のご報告をお願いいたします。 仲村総務課長。

総務課長

消防運営委員会の開催に関しまして、前回の総務委員会の後、お話をいただきましたことを受けまして、7月14日に開催をされました本団役員会での協議の結果、消防団といたしましても必要に応じて開催するという方針で、特段の問題はないということで意見ありましたので、ご報告させていただきます。

委員長

そうしましたら今ご報告いただいた件につきまして質疑、ご意見があればお受けしたいと思います。

特によろしいですか。

(な し)

委員長

そうしましたら、消防団のほうにおかれましても、消防運営委員会の開催については必要に応じてということによい、というご回答いただきましたので、今後は必要に応じて開催するということで当委員会でも確認をしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではそのように確認させていただきます。

それでは、その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたし

ます。 溝部委員。

溝部委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、いま8月で学校が、今は夏休みやと思うんですけども、開いてる状況で、体育の授業なんかですと熱中症の指数の基準があつて、開催できないことがあるんじゃないかなと思うんですけども、その体育の授業がなくなった分というのは、今遅れてる授業に、代わりに充てて何か違う授業の遅れを取り戻すというようなことをされているんでしょうか。

委員長 山本教育長。

教育長 今の委員のご質問にお答えしたいと思います。基本、体育の授業が、体育館でしたらクーラーが入っておりますので、基本、使用はできる状態になってるんですが県、国の状況の中で委員がおっしゃたように指数がありますので、その時は体育の授業は行いません。いわゆる代替えの他の授業を行う、つまり教科どうしの入れ替えという形で、特段別の日に体育をもってくるということはありません。授業の入れ替えということです。例えば体育の授業の代わりに国語をする、次の国語の時間に体育をする、という形の臨機応変の対応というのはできることになっておりますので、そういうことでございます。

溝部委員 ということは、体育の授業だけが特段行われないう事ではないということですね。

教育長 そうですね。

溝部委員 ありがとうございます。

もうひとつですけれども、今、施設の予約がインターネットでの予約というのができないようになってると思うんですけども、窓口で受付申請をしないといけないうようになってるんですけど、コロナの感染の拡大という観点からいくと、インターネットで申請を受付するとかっていう事も、そろそろ再開されてもいいのではないかなと思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 各公共施設、体育館あるいは公民館などはインターネットで本来予約ができるような仕組みになっているんですけども、現在、新型コロナウイルス感染症の対策ということでチェックシートでチェックを、聞き取りをしながら、本当に「3密」の状態が避けられるのかどうかというのを見極めながら許可を出させていたでいてるといった状況で、それらがなかなかインターネットでは把握はできないものなので、直接聞き取りをして許可を出してるということですので、ご理解をいただきたいと思います。

溝部委員 それで、たぶん2か月ぐらい、今チェックシートでチェックいただいていると思いますので、ある程度浸透してるかなと考えてるんですけど、またインターネットの再開もご検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 答弁よろしいですか。 溝部委員。

溝部委員 はい。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと教えてほしいんですけど、私、今まで斑鳩町の小学校ですね、学校で定められた服、制服または体操服等で登下校されていたんですけども、この7月の、例年なら夏休みに入る日ぐらいから私服で登校されてると。ほんで、保護者に聞くと、本来なら夏休みの期間やさかいに私服でもよろしいねん、そういうふうな説明があったと、学校からね。それはそんでええんですけど、5パーセントほどは、やっぱり制服で登下校しておられる子もおるんですわ、家庭の事情が何か分かりませんがね。そこらへん学校でどういうふうな考えでそういうことをされたんか、ちょっとお聞きしたいんです。

委員長 山本教育長。

嶋田委員のご質問なのですが、このことにつきましては3小の校長を呼んで、内容等の確認をしているところでございます。いわゆる校則に関する部分の話と配慮にかかる話だと思ってるわけなんですけども、ただ、公立学校の校則につきましては、他の法律に違反しない限り、学校裁量つまり校長裁量によるというところでございます。従って今回服装をかえるということではなくて、暑さ対策の中で、登下校時、特に夏期休業中が短縮になる、つまり本来であれば夏期休業中であるんですけども、今回は学校へ登校するという事で、3小の職員の会議を経て、校長同士が話し合った結果、暑いから子どもたちの健康管理をするうえで、私服を認めていくという形で進めたようでございます。ただ、ふたを開けますと東小学校は8月31日、西小学校と斑鳩小学校は8月の、1学期ですので8月7日まで、つまり24日から第2学期が始まるんですけども、これは制服という形になってました。そこで、3校長呼んだといいますが、3校長の中で1学期間は、2学期は、という形で話をしたようでございます。ですから、2学期から普通の制服で登校させるということでしたので、東小学校は2学期となりましたら9月1日が2学期という認識、他の2小学校は8月7日までは1学期、8月24日からは2学期という形の、ちょっと考え方の意思疎通をはっきりはかってなかった経緯がありましたんで、東小学校は24日からも私服、西と斑鳩小学校は制服という形になっておったんですけども、それはだめであるということで3校長で集まってもらって、すべて私服という形にしております。

前置きが長くなりましたけども、嶋田委員がおっしゃってるこのことにつきまして、保護者が、子どもの意向を聞いた保護者の判断で私服可ですよという形の展開をしております。ですから私服にしなさいという指導ではなくて、選択肢はあくまでも保護者のほうに、という形で指導しておりますので、少しアンバランスがあったかなという気がいたします。ただ、このことにつきましては、校則にかかわらない部分ではありますけども、事前に教育委員会に報告があった時点できっちりこちらで指導ができるわけなんですけども、報告が実はなかったんです。報告が遅れたといったら変ですけども、保護者から教育委員会が聞かせてもらいましたんで、急遽校長を呼んで指導させてもらったところでございます。従いまして、保護者の意向でいうところのアンバランスさなんですけども、なかなか配慮という部分の話ですので、校則ではなくて保護者の意向に尊重するという事でしたので、そうなったのかなと。次回からそういうことがないように、保護者

としっかり密に学校の意向を伝えるという形で、子どもを通してではなくて、保護者会等で、懇談等でしっかりと学校が伝えるという形で指導してまいりたいと、そのように思います。

嶋田委員

暑いから涼しい服装で、というのはわかりますわ。それが私服かどうかは別の話でね。それと見ていますと、最初のほうは低学年の子は私服やって、高学年になるほど制服着てた。それが日が経つにつれ私服になってきた、なんでかいうたら友だちみんな私服着てるから。そういうふうな感じになってますね。せやから学校側もそこらへんの配慮どうしてはんのかなと、実は思ってたわけなんですけれども、保護者からの意向なんかとも思ってたんですけど、今聞いたらそうでもないみたい。結局夏休み入るまでは1学期やから、学校へ行くのは制服やと、僕らの考えではそうですわね。暑いから涼しい服装いうのやったら2学期になっても暑かったら私服でもええことやし、冬場寒かったら、もう暖かい服装で別に制服でなかってもええと、そんな考えでいてはんのかどうか、そこらへんはどうですやろ。

教育長

先ほども申しましたように、校則をいらうという形になります。いわゆる子どもたちが学校へ通学する服装を、本来、規定している制服を使用しないということになりましたら校則を変更する必要が出てまいります。しかし、今回はあくまでも本来は夏休み期間中であるけれども、学校で学習をするというこの期間につきましては、周知の仕方に問題があるとは思いますが、例えば体操服に限定するとかいうこともできますでしょうし、ただ洗濯のほうはどうするの、という話になると私服が一番いいのではないかという判断に至ったかと思うわけなんですけれども、ただ、夏休みの期間に関してということが、前置きがありますので、来年度も同じような形で暑くなったら私服にするということとはございません。

嶋田委員

中学校は制服なり、体操着なりで重たい荷物持って通ってるのは目にしております。せやから小学校だけということですね。

教育長

はい。

嶋田委員

はい、分かりました。

委員長

他にございませんか。 伴委員。

伴委員

僕も同じように私服が、なんでかなと思って拝見させていただいた、登下校の見守りとか、その時におかしいな、なんでかなと。ただ子どもに聞きもせずに、こういう時期と言いますか、今年特有のもんやろと。ただ、今ちょっと教育長の答弁で私ちょっと気になったところがあります。まずは、自分を思い出して、夏休みの日でも登校はございました、全部制服で行っておいりました。夏休みやから私服やとか、そういうふうなことはなかった。今年は特別やということがあります。それともうひとつ、制服はやっぱり暑いと、これはちょっとこれからやっぱり温暖化になってくる、制服そのものを見直さなあかんような話になってしまう。正直、僕が今まで感じてるもんは、制服いうのはあんなもんいうか、制服が私服に比べて暑いというような、夏服にもなっておりますし、そのあたり、制服に対してやっぱりこれは暑いと感じておられるのかと、それと夏休みということやったら私服でもいいという、その考え方、そのあたりもう一度お願いします。

委員長

山本教育長。

教育長

誤解を与えるような回答になったことはお詫び申し上げたいと思います。

制服に関しましての考え方なんですけども、制服は一度決めたら長きにわたってその制服を使用しなくてはならないということではございません。季節的にも暑くなっておりますので、斑鳩町はポロシャツという形でどちらかと言えば、他市町村の服装を全て把握してるわけじゃないんですけども、ポロシャツにしてる部分、暑さ対策については、カッターシャツ等々の学校に比べるとまだましかなと思うわけなんですけども、これは季節と合わせて校則は適宜見直していかなくてはなりません、これは文科省より県のほうからもそういう指示がありますので、校則に関しましては、いま伴委員が申されたように暑さ対策の中で今後、夏期の服装については検討を要するということで、正式な、制服という形の見直しという形の指導はしてまいりたいと思います。

もうひとつはモラル、それからルールの範疇の話になろうかと思うんですけど

も、子どもたちは、実は、2学期は8月24日から始まります。2学期はずっと9月1日も2学期始まっています、つまり8月31日と9月1日のけじめがございません。ここのところはどうするんやという考えがございます、これも校長に話をしてまいりました。そういうこともあるのでしっかりと制服と学校の配慮、ここの部分は、保護者また子どもたちもそうなんですけども、納得のいくような指導をするように、という形でも校長には指導しているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前10時32分 閉会)